

必要部数：原則 $2n + 1$ 部
(n ：照会対象施設数)

【学校等意見照会に必要な書類・図書】

1 処理票

2 構造設備の概要（第3面、第4面）

3 付近見取図

※ 営業施設の周囲200メートルの範囲の住宅地図等
(営業施設(敷地境界)から110mの区域を明記、照会対象施設と営業施設までの距離を明示)

4 配置図（同一敷地内の建築物、敷地境界線も明記）

5 客室詳細図（客室床面積等の算定根拠を示した表を含む）

※ 客室、寝室、窓、玄関帳場、ロビー等の色分け
※ 洗面設備、便所、手洗い、換気設備を明示
※ 客室等の内法寸法及び面積(算定式含む)を明記
※ 面積計算は、小数点第3位を切り捨てた値を合計

6 営業施設の存する建築物の全ての階の平面図

7 玄関帳場の詳細図

※ 平面図、展開図(正面図、側面図)など
(帳場面積並びに受付台の幅、奥行、開口部の寸法を明記)

8 立面図（原則4面）

※ 隣家屋と接合している場合や、窓のない面があれば省略可

9 その他市長が必要と認める書類

※ 京町家の特例を受ける場合は、京町家であることが疎明できる資料
※ 入浴施設に循環ろ過装置を設置している場合は、循環ろ過の概略図等

施設外玄関帳場を設ける場合は以下の図書も必要です。

1 施設外玄関帳場の付近見取図

※ 施設外玄関帳場の周囲200メートルの範囲の住宅地図等
(施設外玄関帳場から110mの区域を明記、照会対象施設と施設外玄関帳場までの距離を明示)

2 宿泊施設と施設外玄関帳場の位置関係が分かる図書

(道のりで800m、10分以内であることが分かるよう距離等を明示)

3 施設外玄関帳場の詳細図及び施設外玄関帳場の存する建築物の全ての階の平面図

※ 全ての階の平面図については他の営業の用途または住戸との区画が分かるもの。

4 施設外玄関帳場を設置する建物の立面図（原則4面）

※ 隣家屋と接合している場合や、窓のない面があれば省略可